

園児・職員等の症状(※1)	園児・職員等	当該園の対応
①感染した場合	入院・自宅療養等	消毒及び園児等の健康状態を確認するため、 対策に必要な期間・範囲を休業(※2)
②濃厚接触者の場合	<p><b>自宅待機</b></p> <p>○無症状の場合(同居家族等が検査陽性者) 当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)または当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)</p> <p>○無症状の場合(同居家族以外が検査陽性者) 最終曝露日(感染者との最終接触等)から5日間(6日目解除)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・無症状の職員については、感染者との最終接触等から2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査(※3)で陰性を確認した場合は3日目から待機解除が可能(※4) また感染者との最終接触等から一定の条件(※5)の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能</p> </div> <p>○有症状の場合 医療機関受診により、指示に従う</p>	<p><b>通常保育</b></p>
③同居の家族が濃厚接触者の場合	<p>○同居の濃厚接触者に体調不良が見られない場合⇒登園・出勤可能</p> <p>○同居の濃厚接触者に発熱や咳等の症状がある場合 ⇒登園・出勤を控える 検査結果が陽性⇒②の対応へ 検査結果が陰性⇒通常的生活へ</p>	
④発熱・咳などの風邪症状がある場合	<p><b>医療機関受診後自宅療養</b> (解熱後24時間経過後、呼吸器症状の改善を確認)(※6)</p>	

※1 職員等:職員及び給食の委託業者、委託用務員

※2 臨時休業については、感染者の園における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、保健所と連携の上、その必要期間・範囲を判断する。

※3 抗原定性検査キットで検査を行う場合は、自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。また鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。

※4 乳幼児についてはマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施が困難な場合があり、厚生労働省では乳幼児が抗原定性検査キットを用いることは想定していないことから5日間の待機とします。

※5 令和4年7月26日一部改正厚生労働省・内閣府・文部科学省通知「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」より

※6 令和2年5月14日付け厚生労働省通知「保育所等における感染拡大防止のための留意点について(第二報)別紙」より